経済産業省

北海道経済産業局長

経済産業省製造産業局長

場外車券発売施設の設置等に関する指導要領について

自転車競技法施行規則(平成14年経済産業省令第97号)第14条及び第15条の規定に係る運用については、今後、下記によることとしたので、改めて適切な指導監督及び周知徹底をお願いします。

なお、平成25年4月1日付け20130321製局第14号「場外車券発売施設の設置に関する指導要領について」は廃止します。

記

- 1. 自転車競技法(昭和23年法律第209号)第5条第1項の規定に基づく場外車券発売施設の設置の許可申請に当たっては、必要に応じ、当該場外車券発売施設の設置場所の所在する町内会等又は地方自治体の長の同意を得る等の地域社会との調整を十分行ったことを証する書面を提出するよう求めること。ただし、競馬法(昭和23年法律第158号)、自転車競技法、小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)若しくはモーターボート競走法(昭和26年法律第242号)に基づき設置された施設等を場外車券発売施設として用いる場合又は当該施設等に隣接して場外車券発売施設を設置する場合には、当該場外車券発売施設の設置場所の所在する町内会等に対し設置に関する説明会を行い理解を得る等の地域社会への十分な調整が行われたことを内容とする書面の提出で足りる。
- 2. 自転車競技法第5条第1項の規定に基づく場外車券発売施設の設置の許可申請に当たり、申請者が施行者以外の者であるときは、必要に応じ、少なくとも一の競輪施行者が当該場外車券発売施設を使用する予定であることを示す書面を提出するよう求めること。
- 3. 施設の整備改善に関する事項について、必要ある場合は自転車競技法第23条第1項の規定に基づき経済産業大臣の指定を受けた競輪振興法人に意見を求めること。
- 4. 設置等に当たっては、当該場外車券発売施設の設置場所を管轄する警察署、消防署等とあらかじめ密接な連絡を行うよう指導すること。

- 5.場外車券発売施設の設置者が、場外車券発売施設における車券の発売等を休止又は 廃止しようとするときは、設置場所を管轄する各経済産業局長等宛てに速やかに理 由を付して休止届又は廃止届を提出するよう求めること。
- 6.場外車券発売施設の設置者から場外車券発売施設の廃止届が提出された場合は、内容を確認の上、設置者に対し速やかに設置許可の撤回を通知すること。

○○経済産業局長 殿

場外車券発売施設の休止(廃止)届について

法人名称

代表者名

表記について、自転車競技法第5条第2項に基づき設置が許可されました場外車券発売施設○○については、下記のとおり車券の発売等を休止(廃止)しますので、令和5年7月3日付け20230627製第1号「場外車券発売施設の設置等に関する指導要領について」に基づき休止(廃止)届を提出します。

記

- 1. 届出者の名称及び住所 法人名称 住 所 代表者名
- 2.場外車券発売施設の名称及び所在地名 称 所在地
- 休止(廃止)年月日
 令和○年○月○日~令和○年○月○日
- 4. 休止(廃止)理由

 番
 号

 年
 月

 日

○○○ 株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 殿

○○経済産業局長 ○○ ○○

場外車券発売施設○○の設置許可の撤回について

令和〇年〇月〇日付けをもって廃止の届出がありました上記の件については、令和5年7月3日付け20230627製局第1号「場外車券発売施設の設置等に関する指導要領について」に基づき設置許可の撤回を通知します。